

令和8年度

第24回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年5月25日

東松島市農業委員会

令和8年度第24回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年5月25日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借権等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

日程第10 議案第5号 令和7年度最適化活動の点検・評価について

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	—	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	—				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵	13 番	安 住 高 司
16 番	佐 藤 栄 宏				

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐	安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第24回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
本日は会長欠席のため、初めに、会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。

○安部俊郎会長職務代理者： — 会長職務代理者挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき会長職務代理者が議長となり進めていただきます。
それでは会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： それでは、議事に入ります。
本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、13番安住高司委員、16番佐藤栄宏委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中12名であります。定足数に達しておりますので、これより第24回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、8番安倍民夫委員、9番川村勝雄委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、赤井字星場273-1、1、866㎡。解約届出日は令和8年5月8日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、赤井字星場317-1、5、050㎡のうち2、568㎡。解約届出日は令和8年5月8日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。
以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、日程第4、報告事項2 農地の現状変更届出について、事務局から説明願います。

○事務局長補佐： その1、大塩字五台下83、523㎡。変更後の利用状況は普通畑。変更目的は、畑地として利用するため。令和8年4月15日届出受理。令和8年4月22日に完了届出受理。位置図は3ページ、農用地区域となっております。

その2、その3は同一案件となりますので一括で説明させていただきます。その2、小松字谷地80-1、931㎡。その2、その3については、田から畑へ変更するために現状変更届出が提出されましたが、その2については、令和8年4月28日に現状変更取下げ届け出を受理しております。。取下げ理由は盛土材の確保が困難であり、小松字谷地77-1 外 計2筆の普通畑への現状変更を優先するため、現状変更届出の取り下げを行なうもの。

その3、小松字谷地77-1 外 計2筆で1、877㎡。変更後の利用状況は普通畑。変更目的は畑地として利用するため。変更理由は盛土の確保が遅れていることにより、工事期間を延長するため。令和8年4月28日届出受理。工事期間の変更については当初が令和7年11月1日から令和8年1月31日まで、第1回変更は令和7年11月1日から令和8年4月30日まで、今回の変更は令和7年11月1日から令和8年7月25日まで。位置図は4ページとなります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、日程第5、報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： こちらについては6人の地権者がおりますが、全て同一案件となりますので、一括で説明させていただきます。赤井字上一番27-2 外 計28筆で9,837.47㎡。変更理由は水利施設等保全高度化事業（上区地区）用地のため。新たに排水機場1箇所と排水路の設置を行なうもの。排水路延長は696m。令和8年4月13日届出受理。位置図については7ページ。

以上でございます。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について、を事務局から説明願います。その1からその3は関連があることから、一括して上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局長： 本案件は、2月及び3月総会において審議し、農地法第3条による賃借権の権利設定許可を行った事案となりますが、元の耕作者が継続困難との相談から別の担い手へ権利設定を行ったものと

なります。許可の際、農地所有者が農業者年金の経営移譲加算の受給者であったことから、解約に伴い他の農業者等へ権利移転することで農業者年金に影響が無いか確認はしていたところですが、農業者年金基金より権利設定については現在は農地中間管理事業による利用権設定に限定されとの指摘があり、許可の取り消しをしない場合は、年金額に影響するとの指導があったことから、今回許可を取り消し、合意解約も取り下げとするものであります。今後の手続きとしては、農地所有者及び耕作者と調整し農地中間管理事業による利用権設定を進めていく予定としております。

その1、小松字中浮足133 外 計2筆で2,042㎡。権利の種別は賃借権10年間。事由は許可申請の錯誤のため。許可日は令和8年3月25日、東松農委指令第117号。

その2、矢本字南浦362-3、679㎡。権利の種別は賃借権10年間。事由は許可申請の錯誤のため。許可日は令和8年2月25日、東松農委指令第95号。

その3、大曲字七下156、3,968㎡。権利の種別は賃借権10年間。事由は許可申請の錯誤のため。許可日は令和8年2月25日、東松農委指令第70号。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその3を取消しすることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長： 異議なしと認め、その1からその3を取消しすることに決定します。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を事務局から説明願います。はじめに新規設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、大塩字新本地25-1、659㎡。所有権移転の売買となります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 4番秋本まゆみ委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年5月18日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は労力不足、受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長： 質問なしと認め、採決いたします。その１を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長： 異議なしと認め、その１を許可することに決定します。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、その２及びその３は関連がありますので一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長： その２、小松字中浮足５８ 外 計６筆で７，５２２㎡。１０年間の賃借権設定となります。

その３、大曲字倉田９７－１ 外 計２筆で１，７９２㎡。１０年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員６番小岩敏幸委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査報告内容はその２及びその３のいずれも、調査年月日は、令和８年５月２０日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が耕作者変更。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約１ｋｍ。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その２及びその３を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その２及びその３を許可することに決定します。
次に、その４を事務局より説明願います。

○事務局長： その４、赤井字横関５１－１ 外 計２筆で２，７４９㎡。１０年間の使用貸借権設定と

なります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 14 番今野嘉彦委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年5月18日。権利の種類は使用貸借権。理由は、出し手が労力不足。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、その5を事務局より説明願います。本案件については、11 番齋藤宏樹委員にかかる案件ですので、規定により退席をお願いします。事務局より説明願います。

（齋藤宏樹委員退場）

○事務局長： その5、赤井字上一番110、526㎡。売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 14 番今野嘉彦委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年5月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が規模縮小。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その5を許可することに決定します。

11番齋藤宏樹委員は入場願います。

（齋藤宏樹委員入場）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 11番齋藤宏樹委員に申し上げます。

本計画その5については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 次に、その6及びその7は関連がありますので一括して上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局長： その6、赤井字星場317-1、5,050㎡のうち2,568㎡。10年間の賃借権設定です。

その7、赤井字星場273-1、1,866㎡。売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

その6及びその7について、調査年月日、令和8年5月21日。権利の種類についてその6は賃借権設定、その7は所有権移転。出し手の理由、受け手の理由ともに相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、施設野菜の単一経営です。通作距離は、約5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その6及びその7を許可する

ことに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）：異議なしと認め、その６及びその７を許可することに決定します。

次に期間満了に伴う賃借権の再設定についてを上程いたします。

その８からその３５を事務局より説明願います。

○事務局長：その８、大塩字新本地２－２ 外 計４筆で１１，２４８㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その９、赤井字星場２３１－４ 外 計２０筆で２２，３９８㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１０、西福田字岩崎８０－１ 外 計１４筆で２０，１３６㎡。１０年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１１、牛網字新中四十八９－２、２６９㎡。１０年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１２、大塩字岩崎３７－１ 外 計８筆で１０，０８８．１４㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１３、浅井字池塚１１８－１ 外 計５筆で１８，１０７㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１４、浅井字駒塚１７３ 外 計１１筆で２０，２０７㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１５、浅井字駒塚１７６、４、２２５㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１６、野蒜字羽黒９８－１ 外 計４筆で１２，９１３㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１７、浅井字下宿２２４ 外 計４筆で８，３７７㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１８、浅井字下宿２２６ 外 計６筆で１３，３６３㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その１９、浅井字下宿２２７ 外 計７筆で２７，１０７㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２０、野蒜字山崎１０８ 外 計３筆で９，４３６㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２１、野蒜字山崎９８ 外 計２筆で９，７７３㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２２、野蒜字山崎９４－１ 外 計４筆 １２，４７４㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２３、野蒜字上野蒜字２２５ 外 計６筆 １０，７１４㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２４、野蒜字中下１２０、６、７４９㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２５、野蒜字中下１３８－１ 外 計３筆で２１，８９２㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２６、野蒜字羽黒１１２ 外 計６筆で１１，５７７㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２７、野蒜字羽黒１１４、４，６８０㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２８、野蒜字神吉１７３、２，４２０㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その２９、野蒜字神吉１７７ 外 計１２筆で１１，２４１．０４㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３０、野蒜字神吉１８４－１ 外 計６筆で１７，３２１㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３１、野蒜字山岸１４３、１，２５４㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３２、野蒜字山崎１１３－１ 外 計５筆で６，４９５㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３３、野蒜字宇津２１５、２，４８３㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３４、野蒜字谷地中１５７－１ 外 計４筆で、７，３４１㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

その３５、野蒜字長沼２０８、７０９㎡。１０年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第３条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その８からその３５を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その８からその３５を許可することに決定します。

次に、日程第８ 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局長補佐： その１、赤井字星場２８６－１ 外 計３筆で、計９，９５４㎡。転用目的は農業用施設用地。現在の利用状況は休耕畑。賃借権の設定１０年、転用期間としては永年。位置図は２１ペー

ジ、農用地区域となります。令和8年3月19日に農用地利用計画の部分で農業施設用地としての用途変更をされており、今回農振法上の用途変更が行なわれたことで、農地転用へ進んだ形となります。内容としてはいちごハウスを新たに設置し、夜冷庫や育苗ハウスについても同時に設置するという計画になっております。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤委宏樹員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年5月21日。転用目的は農業用施設用地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障は無し。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を上程いたします。

○事務局長： 総会提出日は令和8年5月25日、県公告予定日は令和8年7月24日、転貸人は全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。期間は県公告予定日の翌日の令和8年7月25日から令和18年7月24日までの10年間。

その1、赤井字関の内四号388、1,202㎡。借賃は10,000円。

その2、赤井字北田368-3、1,974㎡。借賃は33,600円。

その3、赤井字新南20、1,005㎡。借賃は12,060円。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその3については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）：異議なしと認め、その1からその3については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、日程第10、議案第5号 令和7年度農業委員会の最適化の推進の点検・評価及びその他事務の実施状況の公表について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長：農地の集積、遊休農地の解消、活動日数等の年間目標を設定した最適化活動については、活動結果について、毎年度自己点検・評価を各自4月末までに実施していただき、農業委員会へ提出していただく流れとなっており、各委員において自己点検・評価を行っていただき提出をいただいたところです。

各推進委員等から提出いただいた自己点検・評価内容は、農業委員会総会において点検・評価を行い、意見等を付した上で、点検・評価結果について、5月末まで各推進委員等に通知を行うものとさせていただきますので、今回の総会において点検・評価をいただきたく提案するものとなります。

また、個人毎の点検・評価と合わせて、指定された様式にまとめた全体の活動結果、目標達成状況について本市農業委員会として点検・評価を行うこととさせていただきますので、合わせて別紙資料において提案をさせていただいております。

今後の流れとしましては、点検・評価を行った結果について、6月末までに宮城県へ報告を行い、宮城県は県内全体のとりまとめを行った後に、7月末までに各地方農政局へ報告し、最終的に農林水産省へ報告される流れとなります。

また、点検・評価結果につきましては、市ホームページ等のインターネットを活用し、広く公表することと法律上定められておりますので、公表についても対応してまいります。

それでは、資料の説明に入ります。

- ― 資料に基づき、各推進委員毎の別紙様式3の各項目の説明、点検・評価の進め方等を説明した後に、各推進委員等の点検・評価結果及び目標達成状況を説明 ―

○議長（安部俊郎会長職務代理者）：ただ今、事務局より点検・評価の進め方、各推進委員等の点検・評価結果、今後の流れ等について説明がありましたので、委員の皆様から意見を伺いたいと思います。

- ― 各推進委員等の自己点検・評価について確認し、意見を集約 ―

○議長（安部俊郎会長職務代理者）：只今出されましたご意見を基に、農業委員会としての点検・評価結果について取りまとめを行い、その結果について宮城県をはじめ関係機関に対する報告及び市ホームページを通じた公表を行ってまいります。

なお、今年度も設定した最適化活動の目標に向けて各委員に活動いただいていることと思いますが、昨年度を上回る成果となりますよう積極的な活動とご協力をお願いいたします。

【 閉 会 】

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第24回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時47分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定により署名する。

令和8年5月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 8番 安部 氏夫

署名委員 9番 川村 勝雄